

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

〔1〕計画策定の背景

国では、平成21年（2009年）12月に「障害者の権利に関する条約(仮称)」の締結に向けた国内法の整備を始めとする障がいのある人に係る制度の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下で「障がい者制度改革推進会議」を開催し障害者制度改革に向けた検討が行われています。平成22年（2010年）6月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が、また平成22年（2010年）12月には「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が障がい者制度改革推進会議に提出され、第一次意見を踏まえ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」が閣議決定されました。この閣議決定では、「障害者自立支援法」に替わる「(仮称) 障害者総合福祉法」について平成25年（2013年）8月までの実施を目指すこととしています。

また、平成23年（2011年）6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法、平成24年（2012年）10月施行）が可決成立し、障がいのある人に対する虐待行為を禁止するとともに、虐待行為を見つけた場合には通報を義務づけ、その通報先として、「障害者虐待防止センター」の設置を求めています。

その後、平成23年（2011年）8月には、「障害者基本法の一部を改正する法律」が一部を除いて施行され、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、障がいを理由とした差別の禁止などが明文化されています。

〔2〕本市の計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法の考え方を踏まえ、平成18年度に平成23年度までを計画期間とする「南丹市障害者計画」を策定し、リハビリテーションとノーマライゼーションとの理念のもと、障がいのある人の「自立と社会参加」を目標に、障がい者施策を推進しています。

障害者計画による総合的な障がい者施策を推進する一方で、国においては、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立し、この法律を踏まえ、本市では平成19年3月に「南丹市第1期障害福祉計画（平成18～20年度）」を、平成21年3月に「南丹市第2期障害福祉計画（平成21～23年度）」を策定しました。

これまで両計画の推進を通じ、障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、計画的なサービスの提供のための基盤整備に努めています。

国の障害者制度改革が流動的な状況の中、本市の障がいのある人が円滑に地域に移行し自立した生活を送ることができるよう、引き続き、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の充実を計画的に推進することが必要です。

このため、「南丹市障害者計画・第3期障害福祉計画」では、国の制度改革の動向を注視しながら、第1期及び第2期計画での成果や課題を踏まえ、障がい福祉サービスの提供体制を一層充実するため、平成26年度における数値目標及び障がい福祉サービス見込み量を改めて設定し策定するものです。

なお、今後予定されている「(仮称) 障害者総合福祉法」の制定など、本計画の根拠となる関係法の動向に合わせ見直しを実施する一方、先般改正・施行された「障害者基本法」の考え方を踏まえ引き続き障がいのある人に関する施策を推進します。

2 計画の位置づけ及び性格

〔1〕計画の位置づけ

南丹市障害者計画は、障がい者施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

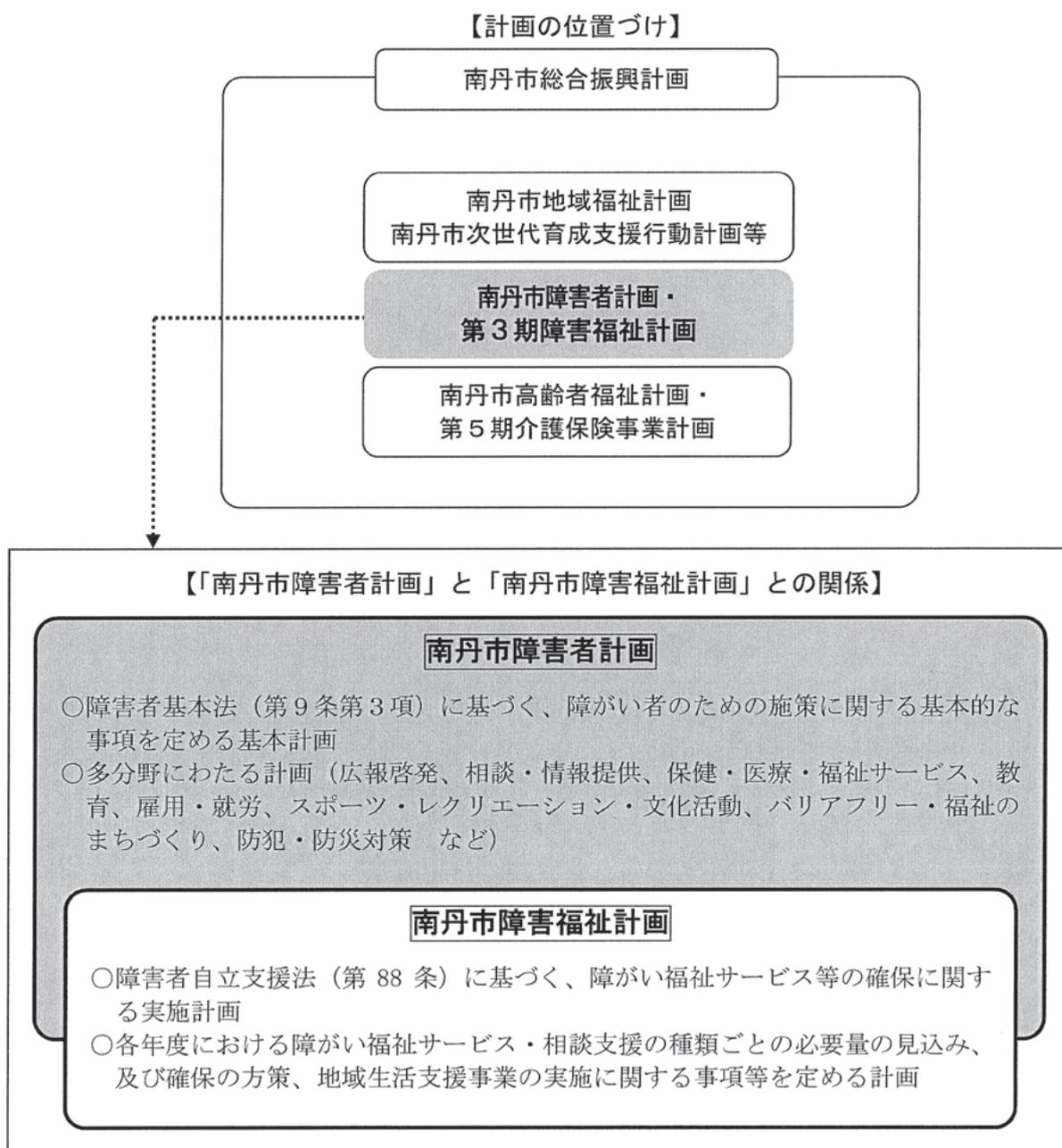
南丹市障害福祉計画は、障害者計画を上位計画とし、基本理念を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

また、両計画は、本市のまちづくりの上位計画である「南丹市総合振興計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

〔2〕計画の性格

南丹市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に定める法定計画です。

南丹市障害福祉計画は、「南丹市地域福祉計画」、「南丹市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」「南丹市次世代育成支援行動計画」など、その他関連計画との整合性を図り作成しています。



3 計画の期間

「南丹市障害者計画」の計画期間は、平成24年度から平成29年度までとし、障害福祉計画等関連計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとしします。

また、「南丹市第3期障害福祉計画」の計画期間は、平成24年度から平成26年度までとし、国及び京都府の基本指針に基づき、「各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び確保のための方策」「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などに関し、数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとしします。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障がい福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めます。

〔1〕地域自立支援協議会・障害者計画等策定委員会の開催

本計画策定にあたっては、学識経験者、障がい福祉関係者、市民の参画を求め、「南丹市地域自立支援協議会・障害者計画及び第3期障害福祉計画策定委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。また、計画策定のための作業部会としてワーキンググループを設置し、計画策定の具体的な方向性や市民意見の反映手法について検討を重ねてきました。

〔2〕障がいのある人の現状を把握するためのアンケート調査の実施

障がいのある人の地域移行や一般就労の促進などに向け、障がいのある人のニーズを把握するとともに、障がい福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、平成23年7月に「南丹市障害者基本計画及び障害者福祉計画策定のためのアンケート調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

〔3〕事業者、関係機関・団体等へのヒアリング及び意見交換会の実施

上記〔2〕のアンケート調査に加え、障がい者施策の方向性を検討する基礎資料とするため、平成23年8月に「障がい者関係事業所、障がい者相談支援機関、一般事業所・企業へのヒアリング調査」を実施するとともに、平成23年10月には「障がい者(児)支援事業者、関係団体との意見交換会」をワークショップ形式で実施し、関係機関・団体の意見聴取に努めました。

〔4〕市民意見の聴取と計画への反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、平成23年12月4日に市民200名が参加した「南丹市障がい者の自立と社会参加を考えるシンポジウム」を開催し、障がいへの理解と障がい者にとって必要な支援のあり方について検討するとともに、平成24年1月には計画素案に対する「パブリックコメント（住民意見の募集）」を実施し、市民意見の聴取に努めました。